（様式第１号）

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部課室等名		都市整備部　まちづくり推進総室　まちづくり推進課
許認可等名		市街地再開発組合解散の認可
根拠法令		都市再開発法
根拠条項		第４５条第４項
連絡先		（電話　６２１－５２６９）
審査基準	基準	○都市再開発法施行規則 第３条 ５　法第４５条第４項の認可を申請しようとする組合は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)　権利変換期日前に組合の解散について総会の議決を経たことを証する書類又は事業の完成を明らかにする書類 (2)　認可を申請しようとする組合が法第４５条第３項の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類
	参考事項	徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設定等年月日	平成２４年　８月　１日設定（平成　　年　　月　　日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 （設定しないものについてはその理由）	総日数　　　　　　　日（休日を除く・休日を含む） 設定しない （個別事案により、その内容が大きく異なるため）
	設定等年月日	平成　　年　　月　　日設定（平成　　年　　月　　日最終変更）